



クライアント・アップデート:2020年7月20日

建設業法（法律 2017 年 2 号）の施行規則を定めるインドネシア政府規則 2020 年 22 号 概要:

2020 年 4 月 23 日、インドネシア政府は、法律 2017 年 2 号(「建設業法」)の施行規則である建設サービスの実施に関する政府規則 2020 年 22 号(「本新規則」)を公布した。本新規則の公布前の建設業法の施行規則は政府規則 2000 年 29 号(「旧規則」)であり、建設業法の実施にはもはや適切ではなかった。

本新規則が公布されるまでは、外国建設サービス事業者に対して課せられる罰則が不明確であったが、本新規則はこれを明確化した。また、本新規則は、建設紛争を解決するためのより包括的な方法を規制している。

本新規則により外国建設業関係者にはどのような罰則を科せられているのでしょうか。

本新規則は、外国建設業関係者に対する罰則に関する規定を明記している:

- a) 建設業ライセンスを取得していない外資建設会社に対しては、公共事業大臣は、契約金額全体の 10%の罰金を科すことができる(本新規則第 154 条第 2 項)。これに違反した外資建設会社に対しては、警告書が交付され、建設業ライセンスを受けるため 30 営業日の猶予を与えられる。この規定に違反した場合には、行政処分のほか、建設サービス事業に対する一時停止処分が科されることがある(本新規則第 154 条第 3 項);¹²
- b) インドネシアにおいて設立された外資建設会社及び外国建設駐在員事務所が事業体証明を有しない場合には、外国建設駐在員事務所の場合契約金額全体の 20%、インドネシアにおいて設立された外資建設会社の場合は契約金額全体の 10%の罰金を科すことができるとされている(本新規則第 156 条第 2 項)。第 156 条にも、事業体証明を受けるための 30 営業日の猶予と、これに違反した場合の建設サービス事業の一時停止処分が規定されている。ただし、上記期間内に事業体証明の交付を受けない違反者については、本新規則第 154 条に規定する建設業ライセンス取得義務違反とは異なり、政府のブラックリストに追加される。³
- c) 外国法人が外国建設駐在員事務所やインドネシア建設会社との合弁会社を組成せずインドネシアで建設事業を行った場合、本新規則第 158 条第 2 項の規定に基づき、契約金額全体の 20%の罰金を科すことができるとされている。この場合、公共事業大臣は、書面による警告書の交付から 5 営業日の猶予を与える。

¹ ここでいう事業許可とは、個人又は事業者に対し、第 1 条第 16 項(PP 22/2020)に基づく建設サービス事業を行うための許可をいう。

² 全ての契約金額には、建設サービス事業の利用者である全ての者との当社工事本件業務契約の全取引金額が含まれる。

³ 事業体証明とは、GR 22/2020 第 1 条第 13 項の規定に基づき、建設サービス事業を行うために個人または企業の事業に付与される許可のことである。。



- d) 外国建設駐在員事務所にあつては、次に掲げる要件を満たしていることが必要とされている。
- i. 国家建設開発機関規則 2017 年第 3 号に基づく大規模格付を有していること;⁴
 - ii. 外国建設駐在員事務所ライセンスを有していること;
 - iii. 大規模格付を有するインドネシア建設会社との協力を行っていること;
 - iv. 外国建設駐在員事務所の所長としてより多くのインドネシア人労働者を雇用していること;
 - v. 国内資材・技術の優先活用;
 - vi. 最先端で、効率的で、環境に優しく、現地文化にも配慮した技術を有していること
 - vii. 技術移転を実施していること

上記第 1 号、第 2 号、第 3 号の要件を満たしていない場合は、契約金額全体の 20%、上記第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号の要件を満たしていない場合は、契約金額全体の 10%の罰金が科されることがある。

本新規則における工事紛争の解決のプロセスはどのようになっているのでしょうか。

本新規則は、工事紛争の当事者が、訴訟や仲裁の提起に先立ち、まず、調停及び和解の手順を踏まなければならないものとしている。調停または和解で紛争が解決できる場合、次の段階に進む必要はない。本新規則は、調停、和解、仲裁による紛争の解決方法とは別に、紛争委員の設置という代替的な紛争解決方法も提供している。

本新規則の第 93 条第 3 項において、当事者は、工事紛争の防止努力及び工事紛争解決の二つの機能を有する紛争委員を設置することができる。紛争委員は、注文者、建設会社、紛争委員として指名された者とで三者協定を締結することにより、両当事者によって共同で任命される。この三者協定は、建設契約の不可分な一部でなければならない。ただし、紛争委員の設置は、紛争委員の費用負担を含め、建設契約条において、特別の条文により定められなければならない。さらに、任命された紛争委員は奇数でなければならない。紛争委員による決定後 28 日以内に紛争当事者から異議がない場合には、紛争委員の決定は、最終的かつ拘束力を有するものとなるものとされている。

詳しくは、<mailto:aryo.baskoro@arma-law.com> (Aryo Baskoro) および merari.sabati@arma-law.com (Merari Sabati)にお問い合わせください。

免 責 事 項 :
このクライアントアップデートは、ARMA 法の財産であり、一般的な情報を提供することを目的とするものであり、法的助言として扱われるべきではなく、いかなる状況においてもいかなる当事者にも依拠されないものとする。ARMA 法は、このクライアントのアップデートに関して、具体的な法律上の助言を提供するつもりはない。

⁴ NCSDA 3/2017 第 11 条に基づく大規模な資格とは、B1 の下位資格で最大 10,000,000,000 ルピア、B2 の下位資格で最大 50,000,000,000 ルピアの払込資本を有する建設サービス会社である。また、公式引継報告書の日付から過去 10 年間に少なくとも 50,000,000 ルピア(B1 の場合)、および少なくとも 250,000,000 ルピア (B2 の場合)の累積経験値を持たなければならない。